

建築基準法  
に基づく

# 中間検査制度 (沖縄県)



## 制度

平成10年6月の建築基準法（以下「法」という。）改正により、建築物の中間検査制度が創設されました。これにより、一定の建築物については、安全性などの向上をより図るため、工事中における構造などの検査が義務づけられています。



## 区域

那覇市、沖縄市、浦添市、宜野湾市及びうるま市を除く沖縄県全域が対象地域です（前記市の状況については、各市へお問い合わせください）。



## 期間

平成16年3月1日から確認申請を提出する建築物から適用されており、その期間を平成30年2月28日まで延長しました。



## 対象建築物

下表のとおりです。ただし、法第18条の適用を受ける国・県等の建築物、法第85条の適用を受ける建築物等については適用除外となります。

建築物の種類	用途	規模
特殊建築物 法別表第1(イ)欄(一)から(四)	劇場、映画館、演劇場、公会堂、集会場など	地階を除く階数が3以上又は延べ面積が500㎡を超えるもの
	病院、ホテル、旅館、児童福祉施設、老人福祉施設、有料老人ホームなど（共同住宅除く）	
	学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スケート場、水泳場など	
住宅系建築物	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、遊技場、飲食店、物品販売業を営む店舗など	地階を除く階数が2以上
	一戸建ての住宅（分譲住宅に限る。） 長屋又は共同住宅	



工事中の建築物がきちんと施工されているか検査し、工事監理の徹底を促します。



## 特定工程

次の表の特定工程終了後に中間検査を受けることが必要です。また、中間検査合格後でないと、特定工程後の工程に係る工事を行うことはできません。

構造	特定工程	特定工程後の工程
鉄骨造	1階の鉄骨の建て方工事の完了時	構造上主要な部分の鉄骨を覆う工事又は外装工事若しくは内装工事
鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造	2階の床版の配筋工事等の完了時	2階の床版のコンクリート打ち込み工事等
木造	1階の構造耐力上主要な軸組（柱組み壁工法は耐力壁）等の工事の完了時	構造耐力上主要な軸組（柱組み壁工法は耐力壁）等が隠蔽されることとなる外装工事又は内装工事
その他の構造	基礎配筋工事の完了時	基礎のコンクリートの打ち込み工事等

- ※1 一戸建て分譲住宅・長屋は、中間検査対象ですので、ご留意下さい。
- ※2 一棟で特定工程の時期が異なる場合には、それぞれの時期ごとに申請を行い、検査を受けて下さい。
- ※3 沖縄県の管轄分は上記のとおりですが、そのうち階数が3以上の共同住宅で2階床及びこれを支持する梁に鉄筋を配置する工事を行うものについては、平成19年6月20日改正建築基準法の施行により特定行政庁の指定に関わらず、中間検査が義務付けられています。

# 建築確認申請から建築物完成（供用開始）まで



建築確認申請

確認済証

工事着手

## 中間検査対象建築物

中間検査申請

県が指定した特定工程の工事を終えた日から4日以内に提出

中間検査

工事監理者の施行状況報告等に基づいて中間検査を実施

中間検査合格

法令等に適合していれば「中間検査合格証」を交付

中間検査対象外建築物

工事完了

完了検査申請

完了検査

完了検査済証

使用開始



## 留意事項

提出先は、確認申請及び工事完了検査と同様に、県内各土木事務所及び指定確認検査機関となります。

検査日程については、密に調整するとともに、早い段階で検査方法等について打合せを行うことをおすすめします。



詳しくは下記までお問い合わせください。

沖縄県土木建築部建築指導課

TEL 098-866-2413

北部土木事務所建築班

TEL 0980-53-2010

中部土木事務所建築班

TEL 098-894-6513

南部土木事務所建築班

TEL 098-866-1762

宮古土木事務所建築班

TEL 0980-72-1437

八重山土木事務所建築班

TEL 0980-82-3077

(財)沖縄県建設技術センター

TEL 098-893-5611

沖縄建築確認検査センター(株)

TEL 098-835-4700